要件定義書

1. 業務名　令和７年度沖縄県災害対策本部設置運営訓練企画・支援業務
2. 履行期間　契約締結から令和８年３月26日まで
3. 適用範囲

本要件定義書は、沖縄県が受託者へ委託する「令和７年度沖縄県災害対策本部設置運営訓練企画・支援業務」（以下、「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

1. 業務目的

本業務は、沖縄県職員が参加する沖縄県災害対策本部設置及び運営訓練（以下、「設置運営訓練」という。）を支援し、並びに設置運営訓練前に行う防災・危機管理に関する研修（以下、「事前研修」という。）を実施することで、沖縄県職員の大規模災害に対するタイムラインに基づく災害対応行動の手順の修得（マップマヌーバー方式）及び初動対応能力等の向上を図るとともに、各部局における災害対応体制の検証及び初動対応マニュアルの改善に資することを目的とする。

1. 業務内容
	1. 業務計画書の作成
	2. プレイヤー向け事前研修の企画及び実施
	3. コントローラー向け事前研修の企画及び実施
	4. 設置運営訓練の企画及び支援
	5. 現行の初動対応マニュアル改訂案を作成支援
	6. 地震・津波タイムライン試行版の作成支援
	7. (1)～(6)に関する業務打合せ
2. 業務に関する要件
	1. 業務計画書の作成

業務計画書は、次の内容を全て含めること。

* + 1. 業務別積算内訳書
		2. 実施要領
		3. 実施体制表
		4. 業務工程表
	1. プレイヤー向け研修の企画及び実施
		1. 研修時期と回数

沖縄県本庁舎及び南部地方合同庁舎にて訓練本番の前４週間の間にそれぞれ１回の事前研修を行うこと。

* + 1. 研修会場
			1. 沖縄県本庁舎（本庁職員向け）
			2. 南部地方合同庁舎(南部地方合同庁舎の職員向け。その他の地方合同庁舎４箇所（北部、中部、宮古、八重山）の職員には南部地方合同庁舎の職員向け事前研修と同日にWEB併用での実施とする。)
		2. 研修内容
			1. 県防災体制における役割及び初動対応の基本的事項等に関する座学
			2. 事前状況付与型でマップマヌーバー方式の図上訓練を円滑に実施するための演習・シミュレーション
		3. 研修対象者
			1. 沖縄県災害対策本部要員（本庁職員）
			2. 沖縄県災害対策地方本部要員（地方合同庁舎職員）
		4. 研修講師（又はファシリテーター）

都道府県等の地方公共団体における防災体制や災害対応等の専門知識を有し、事前状況付与型でマップマヌーバー方式の図上訓練の指導・支援実績があること。

なお、演習・シミュレーションにおいては、同様の研修において指導実績がある補助者を配置し、大人数が参加する研修が円滑に実施できるようにすること。

* 1. コントローラー向け事前研修の企画及び実施
		1. 研修時期

訓練本番の前４週間の間

* + 1. 研修会場

沖縄県本庁舎

* + 1. 研修内容
			1. 事前状況付与型でマップマヌーバー方式の図上訓練を円滑に実施するための演習・シミュレーション
		2. 研修対象者
			1. 設置運営訓練のコントローラー要員（県及び市町村職員等）
		3. 研修講師（又はファシリテーター）

都道府県等の地方公共団体における防災体制や災害対応等の専門知識を有し、事前状況付与型でマップマヌーバー方式の図上訓練の指導・支援実績があること。

* 1. 設置運営訓練の企画及び支援

設置運営訓練に関しては、沖縄県と陸上自衛隊第15旅団が共催する「美ら島レスキュー」において、沖縄県、陸上自衛隊第15旅団、市町村及び防災機関が連動することを前提とする。また、前年度の訓練において明らかとなった以下アの課題について、訓練の企画段階において改善方法を提案すること。

なお、設置運営訓練については、前年度の設置運営訓練支援業務委託の内容（別添１令和６年度沖縄県災害対策本部設置運営訓練実施計画）を参考にすること。

* + 1. 前年度の課題

(ァ)　訓練に参加する各部署の役割の理解が不十分かつ人員の配置が適切でない

(ィ)　被害状況の把握や災害対応の立案において地図の活用が不十分

(ゥ)　被害情報の収集・集約・重点整理が不十分なため、災害対策本部長が今後の災害対応の方針を定めるのが困難

(ェ)　市町村の参加機関数が少なく、市町村との連携強化が十分に図れない

* + 1. 設置運営訓練の日程及び各日内容

　令和７年11月下旬から令和８年１月上旬のうち、県が定める連続する３日間を訓練日とする。図上訓練ではプレイヤーに役割を把握してもらうため、訓練本番の１週間から１０日前に、ミズルをプレイヤーに付与し、訓練当日までに、各ステージにおける対応行動を考えてもらう。訓練当日は、本部長が被害状況を容易に把握できるように努めて地図を使用しながら、考えてきた具体案を報告・説明させる。なお、以下(ア)～(ウ)の訓練内容や日程は例示に過ぎず、関係機関との調整によっては変更がある。※訓練日の翌週同曜日を台風等に備えた予備日とする。

* + - 1. １日目　災害対策本部の設営に関する訓練
			2. ２日目　事前状況付与型図上訓練（タイムラインに基づく対応行動の確認とマップマヌーバー方式による図上予行訓練）※発災直後～６時間後の想定
			3. ３日目　事前状況付与型図上訓練（タイムラインに基づく対応行動の確認とマップマヌーバー方式による図上予行訓練）※発災47時間後～52時間後の想定
		1. 訓練場所
			1. 沖縄県本庁舎
			2. 沖縄県地方合同庁舎５箇所（北部、中部、南部、宮古、八重山）
		2. 訓練対象者

沖縄県職員（県各部局から推薦された者）

* + 1. 企画及び支援内容
			1. 訓練シナリオの更新
				1. 沖縄県と陸上自衛隊第15旅団があらかじめ定める被害想定（災害モデル）に基づき、訓練シナリオを作成すること。
				2. 訓練シナリオについては、一部の市町村及び消防本部が不参加の場合においても、その機能を沖縄県災害対策地方本部等が代わりに行うことを想定したものとすること。
			2. 状況付与計画一覧（ＭＳＥＬ等）及び状況付与票の作成

訓練シナリオの時間経過に沿ってコントローラーがプレイヤーに出す指示等（状況付与）の全体をまとめた状況付与計画一覧と、状況付与を１件ごとに分けてコントローラーが使用する状況付与票の両方を作成すること。

* + - 1. 災害イメージ映像等の使用

図上訓練ではイメージ映像等を用い、災害の臨場感を出す工夫をすること。

* + - 1. 設置運営訓練支援の実施体制
				1. 支援を行う者の経験及び能力

本業務と同様の図上訓練等の経験を有していること。

災害対策や防災体制等の専門知識を有し、これを元に指導、助言及び改善提案等ができる者であること。

* + - * 1. 役割及び人数

沖縄県本庁舎（あるいは南部合同庁舎）

訓練支援及び評価・記録 ５名

南部地方合同庁舎

訓練支援及び評価・記録 １名

* + - 1. 設置運営訓練の評価
				1. 訓練参加者の評価

訓練参加者の評価は、事前にチェックリスト等を作成し、実施すること。

* + - * 1. 訓練に関するアンケート

訓練に関するアンケートは、訓練終了後、訓練参加者に対して実施すること。

* + - * 1. 評価及びアンケートのとりまとめ

a、bの結果をとりまとめ、災害対策本部の課題や防災体制の改善について報告すること。

　(5)　現行の初動対応マニュアル改訂案の作成支援

　　　 訓練参加者のアンケート、訓練支援業者の評価員の評価内容等を参考に現行の総括情報部初動対応マニュアルの改訂案の作成を行う。

　(6)　地震・津波タイムライン試行版の作成支援

　　　 災害想定に基づき、訓練前に県の各部局で各ステージにおける対応行動を事前に検討してもらった上で地震・津波タイムライン（案）を作成し、訓練本番で試行する。訓練本番で試行したタイムライン（案）は、訓練支援業者の評価員の評価内容等も参考にして検証・見直しを行い、地震・津波タイムライン試行版を作成する。

(7)　業務打合せ

* + 1. 回数

本業務に関する打合せについては、対面又は書面を問わず認識の齟齬が無いよう密に実施し、本業務全体を通して５回以上行うこと。

* + 1. 議事録

業務打合せを実施した場合、速やかに議事録を作成し、提出すること。

1. 成果物
	1. 成果物
		1. 報告書　正副２部

報告書には、次の内容が含まれるものとする。

* + - 1. 業務計画書
			2. 業務実績報告書
			3. 設置運営訓練及び事前研修の企画書（被害想定、状況付与カード等含む）
			4. 事前研修で用いた配布資料等
			5. 設置運営訓練の記録写真
			6. 評価・アンケート調査結果
			7. 各業務の打合せ議事録
			8. 初動対応マニュアル改訂案
			9. 地震・津波タイムライン試行版
			10. その他甲が指示する資料
		1. 電子データ（ＣＤ－Ｒ等）　１式
	1. 納入方法
		1. 納入時期

成果物は、本業務の完了日までに納入し、沖縄県の検査を受けるものとする。

* + 1. 納入場所

沖縄県知事公室消防防災対策課とする。

* 1. 成果品に関する責任の範囲

本業務の完了後であっても、成果物に受託者の過失等による瑕疵があった場合は、速やかに修正しなければならない。これに要する経費は、受託者の負担とする。

1. 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、この業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に提出するものは、受託者の責任をもって処理すること。

1. 業務の再委託
	1. 一括再委託の禁止等
		1. 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。
		2. 契約の主たる部分は、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。
		3. イの契約の主たる部分とは、次に掲げるとおりとする。
			1. 契約金額の50％を超える業務
			2. 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務
	2. 再委託の相手方の制限
		1. この業務の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
		2. 指名停止措置を受けている者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
	3. 再委託することができる簡易な業務

この業務の実施にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることができる簡易な業務は、次に掲げるとおりとする。

* + 1. 資料の収集又は整理
		2. 複写、印刷又は製本
		3. 原稿又はデータの入力又は集計